

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		改築工事原因者への工事費用負担命令
所 管 部 課 係 名		インフラ整備部下水道課排水設備係
根拠法令及び条項		下水道法第19条 公共下水道管理者は、政令で定めるところにより算出した量以上の下水を排除することができる排水設備が設けられることにより、公共下水道の改築を行うことが必要となつたときは、その必要を生じた限度において、当該工事に要する費用の一部を当該排水設備を設ける者に負担させることができる。
処 分 基 準	関 係 条 項	
	基 準 (未設定の場合はその理由)	事案ごとの裁量が大きく、上記の条文に定める以外の基準を設定することは困難である。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成27年4月1日設定（平成 年 月 日最終変更）